

ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金交付要綱実施細目

第1 総則

この細目は、ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

第2 補助対象団体

補助金の交付の対象となる団体は、ぎふ清流国体の正式競技及び公開競技の会場地となる市町村（以下「会場地市町村」という。）とする。

第3 特殊競技施設

- (1) 要綱第2条第2号に規定する「県内に国体競技の実施可能な既存施設がなく」とは、第67回国民体育大会岐阜県準備委員会が定める第67回国民体育大会競技施設基準及び各中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がないこと、大会の運営面等から総合的に判断して国体競技の実施可能な施設がないこと、並びに自然環境等を利用する競技の特殊性から常設的な施設整備が不可能で、競技会開催ごとに競技コース等の設営等を要することをいい、本細目別表に掲げる競技に係る施設は、それぞれ当該別表に掲げる事由により特殊競技施設とする。
- (2) 要綱第2条第2号に規定する「国体開催のために一時的に整備する」とは、国体開催のために必要となる最小限の整備を行い、原則として国体終了後に速やかに解体撤去又は原状回復を行うことをいう。ただし、会場地市町村、競技団体等の意向その他の事情を考慮して、当面解体撤去又は原状回復を行わない方が適当と判断される場合を除く。

第4 補助事業

- (1) 要綱別表に規定する「国体競技施設基準に適合させる」とは、第67回国民体育大会競技施設基準及び各中央競技団体が定める競技規則に適合させることをいう。
- (2) 要綱別表に規定する「円滑な競技運営を図るために行う」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 審判員の誤審を招くおそれのある要因を解消するために行うもの
 - イ 他の競技会場又は対戦者間の競技条件を同一にするために行うもの
 - ウ 確実な日程消化を図るため、又は競技の中断を防止するために行うもの
 - エ 選手が競技に集中できる環境を確保するために行うもの
- (3) 要綱別表に規定する「安全な競技環境を確保するために行う」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 選手のけが防止等競技中の選手の安全を確保するために行うもの
 - イ 観客や周辺施設の安全を確保するために行うもの

第5 補助対象事業にかかる設計等の事前協議

- (1) 補助対象事業費を算定するため、市町村と県は交付申請前に、事業の設計又は仕様（以下「設計等」という。）の内容について協議を行うことを原則とする。
- (2) 前項に定める協議は、設計等の内容を記載した書面（以下「設計書等」という。）をもって行う。
- (3) 第1項により協議を行った設計書等を変更し、又は設計書等と異なる内容を指示しようとするとき（要綱第5条第2項の軽微な変更該当する場合を含む）は、変更後又は指示後の補助対象事業費を算定するため、市町村と県はその内容について協議を行うこととする。
- (4) 県は、第3項の協議を行わず市町村が追加した事項について補助対象外の事業とみなすことができる。

別表

競技名	事由
ボート	自然環境等（河川）を利用する競技の特殊性から常設的な施設整備が不可能で、競技会開催ごとに競技コース等の設営等を要する
自転車（ロード）	自然環境等（公道）を利用する競技の特殊性から常設的な施設整備が不可能で、競技会開催ごとに競技コース等の設営等を要する
相撲	県内に国体競技施設基準に適合する土俵はあるものの、大会の運営面等から総合的に判断して国体競技の実施可能な既存施設がない
馬術	県内に第67回国民体育大会競技施設基準及び中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がない
弓道	県内に第67回国民体育大会競技施設基準及び中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がない ※国体開催にあたり、近的会場と遠的会場が至近に位置する必要がある
ライフル射撃（CP以外）	県内に第67回国民体育大会競技施設基準及び中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がない
山岳	県内に第67回国民体育大会競技施設基準及び中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がない
カヌー	自然環境等（河川）を利用する競技の特殊性から常設的な施設整備が不可能で、競技会開催ごとに競技コース等の設営等を要する
アーチェリー	県内に第67回国民体育大会競技施設基準及び中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がない
クレー射撃	県内に第67回国民体育大会競技施設基準及び中央競技団体が定める競技規則に適合する施設がない